

関係者の皆様へ 要望書を提出いたしました。

南足柄さつき会では、市長あてに福祉課を通じて、次年度の施策に対する要望書を提出いたしました。8月2日（木）には、理事長、副理事長、施設長等と加藤市長と要望に関する意見交換を行います。また市議会議員の皆様にも、要望内容の周知とご協力依頼を送付いたしました。

要望書の内容は以下のとおりです。少しでも障がい者福祉について、考え施策に反映していただければ良いと思います。

2018年7月23日

南足柄市長 加藤修平様

社会福祉法人 南足柄さつき会
理事長 鈴木哲夫

2019年度精神保健福祉に関わる要望について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より精神保健福祉サービスの向上にご尽力いただき、また当法人の就労支援事業、相談支援事業等へのご理解ご支援をいただき心より感謝申し上げます。

2018年は、「改正障害者総合支援法（障害者総合支援法の3年後の見直し）」が施行された年であり、障がい者と高齢者が共生できる社会づくりを主とし、障がい者が安心して地域で一人暮らしができるよう「自立生活援助」、就労定着に向けて一般就労に移行する際、事業所と家族との連絡調整などのサービスを実施する「就労定着支援」や障害福祉サービスと介護保険サービスを相互乗り入れさせる「共生型サービス」等、新しいサービスの創設が相次いでいます。障がい者の方々にとって、サービスの選択肢が増えることは、喜ばしいことと言えます。

国は、「地域共生社会実現」を目指しており、障がい者の方々の重度化・高齢化への対応として、医療・介護・障害福祉ごとの「縦割り」制度を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に支援する体制を整えていくことを掲げています。今後、福祉と介護の連携をますます深めていくことは、福祉を担う者にとっても、大きな課題となっています。

本年4月から改定された報酬単価については、福祉サービスの事業形態によっては、マイナス面が生じ、小規模な社会福祉法人では、運営継続の困難性が懸念されています。厚生労働省では、2006年より「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を立上げ、これからの法人の規模や経営課題が検討されました。その報告書には、単独施設法人等の小規模な法人の今後の在り方について、利用者や地域のニーズに対応し柔軟で機動的な法人経営の方向性として、合併や事業編成の必要性を説いています。また「施設管理」から「法人経営」の条件整備もうたわれています。当法人においても今後の事業存続について合併化、協働化等、検討していくことが、大変大きな課題となっております。

南足柄市でも「共生社会の実現」がうたわれています。地域で生活する障がい者へ、より良い支援を行うために、行政、地域、福祉関係機関、団体等が連携を深め、障がい者のニーズに寄り添ったきめ細やかな支援、福祉施策を進めていただきたく下記の項目について要望いたしますので、鋭意ご検討をお願い申し上げます。

1. 精神障がい者への交通費助成について

「障害者総合支援法」により3障がいが一元化され制度格差が解消されたといわれていますが、精神障害者保健福祉手帳のサービスには、公共交通機関等の交通費の減免などの割引制度はありません。特に県西地域は、交通の便が悪く、福祉サービス事業所への通所や通院などのバス料金等の負担は大変大きくなっています。就労継続支援事業所に通所されている方々の中には、毎月の工賃のなかで交通費の負担が重く通いきれない方々もいます。例を挙げると当会の利用者のAさんは、通所されると平均時間給 282 円で 5 時間作業し工賃は、一日 1,410 円です。交通費は大雄山線「相模沼田駅」から「大雄山駅」まで往復 340 円かかり手元には 1,070 円が残り、この中から昼食に 300 円出費します。1 日の実質的な工賃は、770 円となってしまいます。

精神障がい者の方々にとって、市からの交通費補助が受けられると社会参加の機会も増え、自立に向けて地域で生活していく大きな糧となります。

近隣の行政の交通費補助は、下記の状況です。南足柄市においても障がい者施設通所交通費助成の実施を是非お願いいたします。また、県や国に向けて精神障がい者の交通費割引の実施を呼びかけてください。

【参考】小田原福祉事務所足柄上センター所管域 精神障がい者施設通所交通費助成制度

市町名	事業名	助成内容
南足柄市	—	—
中井町	障害者施設通所交通費助成	1) 電車・バスを利用する場合：乗車券又は定期券の価格の2分の1 2) 自家用車を利用する場合： ①片道5km未満 月額2,000円 ②片道5km以上10km未満 月額3,000円 ③片道10km以上 月額5,000円 3) 施設の送迎車（有料）を利用する場合：負担金額の2分の1
大井町	障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 通所にかかる交通費の定期券の1/2助成
松田町	障害者施設通所交通費助成事業	・知的又は精神障害のある人が通所施設等に通所する際の交通費を助成し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るものです。(1・2・3級) ・公共交通機関利用の場合は、最も経済的な経路及び方法により算出した額に通所日数を乗じた額の1/2助成。自動車を利用する場合には1ヵ月基準額×通所日数×2(往復分)
山北町	障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 身障・知的授産施設または更生施設、障害者地域作業所に通所する方に、年に4回、通所にかかる定期券の2分の1の額を助成します。なお、自動車や施設送迎車を利用する場合も、助成します。(上限あり)
開成町	—	—
小田原市	障がい者施設通所者交通費助成	(1・2・3級) 1) 電車・バスを利用している方 ※乗車券又は定期券の実費相当額 2) 自家用車を利用している方 ※片道5km未満の場合 150円/日、片道5km以上の場合 250円/日 3) 施設の送迎車を利用している方 ※通所施設が利用者から徴収する料金と次の料金(片道5km未満の場合300円/月、片道5km以上の場合500円/月)のいずれか少ない方の額。ただし、障害福祉サービスの報酬の中に送迎加算が含まれている施設での送迎に係る費用は助成の対象となりません
箱根町	通所交通費助成	(1・2・3級) 実費支給(電車・バス・自動車燃料費)
真鶴町	障害者施設通所交通費助成	(1・2・3級) 対象経費の3/1を助成
湯河原町	精神障害者等福祉的就労事業	自立訓練・就労継続支援B型・就労移行支援・地域活動支援センター事業への通所者に町内外を問わず最も経済的な交通費の全額を助成

※ 「2017年7月神奈川県精神保健福祉センター作成資料」・「2017年度県精連市町村補助事業調査報告」及び各市町ホームページより抜粋

2. 南足柄市福祉課への福祉の有資格者配置について

障害者総合支援法の施行以来、福祉サービスや介護サービスの制度は、大変煩雑になってきています。障がい者の方々もそのニーズは様々で、制度についての説明や理解をしていただくことが難しい状況です。しかし南足柄市福祉健康部福祉事務所福祉課には、福祉の有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士等）職員は、配置されていません。

平成28年4月1日（一部は公布日より）から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」が、施行され行政機関等は障害を理由とした差別の解消の措置等を定めることとなり、障がい者にとっての社会的障壁を除去し必要かつ合理的な配慮に関する環境整備がうたわれています。

福祉課は、障がい者をはじめとして、当事者家族、福祉事業関係者等の多くが、窓口を訪れて相談、支援を求める場です。「合理的配慮」の視点から障がい特性を理解し福祉制度等に精通した専門性を持つ人材が、最も必要とされる部署です。

また福祉関係機関・関係者との様々な協議を進め連携を図っていくパイプ役として重要な役割を担っていると言えます。障がい者の方々の不利益にならないように、福祉課に是非、福祉の有資格者を配置されるようお願いいたします。

3. 障がい者の居住支援について

地域移行・地域定着支援では、「障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援すること」を目的として支援体制を整備していくことがうたわれています。しかし、精神障がい者の地域移行、地域定着支援においては、地域で安心して住まう生活の場の確保は、大きな問題です。NPO神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会の「2017年度県精連市町村補助事業調査報告」によると県西域においては、共同生活援助（グループホーム）は、小田原市16事業所、南足柄市では2事業所、大井町に1事業所、真鶴町1事業所、湯河原町に1事業所の21か所があります。しかし主たる対象が精神障がい者のグループホームは、一か所もありません。このようにグループホーム自体も少なく、精神障がい者の方々は、障害年金等収入も限られており、入居費等経済的負担が大きく、なかなかホームへの入居に至りません。経済的負担を軽減するためにグループホームの入居者への国制度補助以外に市単補助を出している市もあります。県西では、小田原市や中井町、近隣では秦野市、伊勢原市、厚木市等が1人月額10,000円から20,000円の補助を出しています。南足柄市においても是非検討してください。

また共同生活になじめない方もいます。2017年4月に公布された住宅セーフティネット法が改正され、同年10月25日に施行され、「新たな住宅セーフティネット制度」が本格的に始まります。この法律の対象である「住宅確保要配慮者」の中には、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者とあり、精神障がい者も当然含まれています。「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」の登録は、南足柄市内にはまだ1件もありません。ぜひ登録を呼びかけてください。

市町村においても「市町村賃貸住宅供給促進計画」策定のなかに「住宅確保要配慮者」に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項を記載することとなっています。南足柄市でも新しく創設された福祉サービス「自立生活援助」とともに、福祉部門と住宅部門が連携し、公営住宅の活用や居住支援制度等の情報提供を行い、自立支援協議会や神奈川県「居住支援協議会」を活用し、不動産関係者、福祉サービス事業者等関係機関のネットワークを深め、住居支援体制を整備するなど障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心安全に暮らせる「共生社会」を構築していただけるよう切に希望いたします。

4. 障がい者の就労支援について

2017年4月に新たな「障害者雇用促進法」が施行されました。法定雇用率の算定基礎の対象に、2018年4月1日から新たに精神障がい者が追加され、この法律では「障がい者とそうでない者との均等な機会および待遇の確保、並びに障がい者がその有する能力を有効に発揮できるようにするための措置」がうたわれており、障がいによる差別をなくすことや積極的雇用が進められつつあります。

2017年9月20日付の厚生労働省職業安定局の資料によれば、精神障がい者の雇用を取り巻く環境は近年大幅に改善していると記されています。2016年度のハローワークにおける障がい者の就職状況は、全数93,229件、内精神障がい者は44.4%の41,367件で、平成18年度6,739件の約6倍の伸びとなっています。

精神障がい者には、他の障がい種別と異なる就労継続の難しさがあります。精神障がい者の状態は安定しづらく、服薬を続けなければならず、心身ともに健康管理が難しく、状態が悪くなってしまうこともあります。こうしたことから、精神障がい者の就労継続に大きな課題があることが伺えます。また一般就労を望んでも、他の障がいと比べて後発であった精神障がい者への雇用企業は少なく、就労支援体制がまだまだ整備されていない等、多くの課題を抱えています。市でも一般企業へ障がい者雇用の啓発・広報を進めるなど障がい者の就労支援施策に取り組んでください。

また、就労移行や就労継続支援といった福祉サービス事業所は、障がい者が一般就労する前段階や一般就労に結びつかない方々の働く体験の場として、大きな役割を果たしています。

就労継続支援事業所と連携し、「障害者優先調達推進法」に基づき物品購買だけではなく役務の分野においても、もっと障がい者の方へ仕事を発注してください。

近年、国の施策として「農福連携」が注目され横須賀市でも休耕地や農業従事者の高齢化等、地域課題としての取組が始まっています。市と協定した市内の企業が農家と業務委託契約を結び障がい者を派遣し農作業を手伝うシステムです。農業分野での障害者雇用が促進されています。南足柄市でも「南足柄市農業振興基本計画」の中で後継者不足と高齢化が進んでおり、地域農業の存続を図るため、農業従事者の育成と確保が課題とされています。福祉課と産業振興課 農林振興班（農政）が連携し障がい者の働く場を広げる施策を考えてください。障がい者の方々は様々な仕事の経験を積むことで自立へと繋がっていきます。

5. 南足柄市りんどう会館等の行政財産使用について

市では、公共施設等の統廃合を見据えた2016年度から平成2055年度までの「公共施設等総合管理計画」を策定しました。また、今年度中に「公共施設再編計画」の行政案が作成される予定です。「聖域は設けない」とのことですが、公共施設を拠点としている福祉施設、福祉事業所からの意見聴取は必ず実施していただきたいと要望いたします。

当会の就労継続支援B型事業所「ワークピアさつき」、相談支援事業所「自立サポートセンター」は、現在南足柄市りんどう会館2階のフロアの一部、また従たる事業所である「リサイクルショップ アースエコー」は、南足柄市おかもと福祉館の一部を行政財産使用許可を得て使用させていただいております。他市町村のように、福祉サービス事業所への家賃補助はありませんが、公共施設に拠点を置かせていただいていることで、運営費の軽減が図られている現状です。しかしこの現状が、無くなれば、多額の家賃の負担を余儀なくされ、当会の運営は厳しくなることが予見されます。当会の事業所は、精神障がい者の方を主体としています。県西域では、精神障がい者の方々が通所する就労支援事業所は数少なく、また南足柄市りんどう会館は福祉の拠点として重要な役割を果たしています。

「公共施設等総合管理計画」を推進する上で、りんどう会館が地域社会で果たしている役割を考慮いただき今後も存続していけるようにご検討ください。